

	ウクライナ人道危機救援金として100万円を 在日ウクライナ大使館へ届けました
と き	4月25日（月）
<p>25日（月）、区は4月15日まで区職員を対象に募った救援金100万円を在日ウクライナ大使館へ送金した。救援金の総額は3月31日に送金した150万円（区職員および区議会議員分）と合わせ、250万円となった。</p> <p>また、5月16日まで練馬区役所、石神井庁舎、光が丘・大泉・早宮・関の各区民事務所、区立練馬文化センターで受け付けている区民からの救援金について、受付期間を9月30日まで延長した。</p>	

【参考】

区の公式ホームページを通じて、ウクライナ人道危機救援金（日本赤十字社あて）の募集を区民へ呼び掛けている。

【問い合わせ】

練馬区 総務課 総務係

電話 03-5984-2600